

総務企画局人材育成推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 総務企画局人材育成計画（以下「育成計画」という。）に基づき、総務企画局職員の人材育成を推進するため、総務企画局人材育成推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 育成計画の実施に関する事。
- (2) 育成計画の推進状況の検証に関する事。
- (3) 育成計画の新規計画の策定に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、総務企画局総務部長をもって充てる。

- 2 副会長は、総務企画局総務部庶務課長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認める場合、関係者に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理)

第6条 委員は、やむをえない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する組織の職員を代理者として出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務企画局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(総務局人材育成推進連絡協議会設置要綱の廃止)

2 総務局人材育成推進連絡協議会設置要綱（26川総庶第2415号）は、
廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務企画局総務部長

総務企画局総務部庶務課長

総務企画局秘書部秘書課長

総務企画局シティプロモーション推進室担当課長

総務企画局都市政策部企画調整課長

総務企画局公共施設総合調整室担当課長

総務企画局コンプライアンス推進室担当課長

総務企画局本庁舎等整備推進室担当課長

総務企画局情報管理部行政情報課長

総務企画局人事部人事課長

総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

総務企画局危機管理室担当課長

総務企画局東京事務所副所長